

沖縄県配合飼料価格差補助緊急対策事業実施要領

第1 事業の目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症の長期化による飼料価格高騰に伴い、畜産経営を圧迫していることから、畜産業者の安定的な畜産を維持していくために、緊急的に畜産業者の飼料費負担を軽減することを目的とする。

第2 事業の内容

沖縄県配合飼料価格差補助緊急対策事業（以下「配合飼料事業」という。）この事業は、配合飼料価格安定基金（（一社）全日本配合飼料価格畜産安定基金、（一社）全国配合飼料供給安定基金、（一社）全国畜産配合飼料価格安定基金の3基金を指す。以下「基金」という。）に加入している県内畜産業者に対して、配合飼料の購入に係る経費の一部を補助する。

第3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、①沖縄県農業協同組合（JAおきなわ。以下「JA」という。）②沖縄県酪農農業協同組合（以下「県酪」という。）③沖縄県配合飼料価格安定基金協会（以下「基金協会」という。）④県内の畜産業者に対して第4に定める飼料を販売している業者（基金協会に農家負担金を支払っているものを除く。以下「販売業者」という。）とする。

第4 事業の要件

本事業の実施のためには、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 補助金の交付対象となる配合飼料は、配合飼料価格安定制度による価格差補填の対象となるものに限る。
- 2 補助金の交付対象となる配合飼料の交付対象数量は、令和4年4月1日から令和8年2月28日までの配合飼料購入数量とする。
ただし、四半期ごとの配合飼料購入数量が、配合飼料価格安定制度による価格差補填の契約数量（以下「契約数量」という。）を上回る場合は、当該契約数量を上限とする。
- 3 補助金の交付対象者は、県内畜産業者であって、当該年度において配合飼料価格安定制度に加入している者とする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合はその限りではない。

第5 補助の対象及び補助額

本事業の補助対象及び補助額は、沖縄県配合飼料価格差補助緊急対策事業補助金交付要綱別表に掲げるとおりとする。

第6 補助金交付の手続等

- 1 本事業を実施しようとするものは、知事が定める日までに、第1号様式により、事業実施計画書を提出し、承認を受けなければならない。
- 2 補助金の交付を受けようとする畜産業者は、別添様式1により申請を行うものとする。なお、畜産業者は、事業実施主体が保有する配合飼料価格安定制度に係る情報（配合飼料価格安定基金の認める団体が保有する情報を含む。以下同じ。）について、事業実施主体が本事業の執行に必要な範囲で利用することに同意することとする。
- 3 前項の申請を受けた事業実施主体は、当該実施主体が保有する情報に基づき、本事業の交付対象数量を第5の2における配合飼料購入数量又は契約数量の上限とする数量に対して、補助金を交付できるものとする。
- 4 補助金の交付を受ける畜産業者は、前項の交付を受けた後であって、交付対象数量に減少が生じた際には、当該数量に配合飼料1トンあたりの補助単価を乗じた額を実施主体に返納するものとする。

第7 事業実施計画書の変更

事業実施計画書の承認を受けた後、次の各号に該当する事となった場合は、第2号様式により事業変更計画書を提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体における事業量の20%を超える増減

第8 実績報告

事業実績報告は、交付要綱第10条に定める実績報告書をもって代えることができる。

第9 補助金の交付の際に付すべき条件等

事業実施主体は、配合飼料価格差補助緊急対策事業の補助金を交付するときには、本要領の規定に準ずる条件及び本要領に従うべきことを条件として付さなければならない。

第10 帳簿等の整備保管

事業実施主体は、本事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

附則

この要領は、令和5年1月12日から施行する。

附則

この要領は、令和5年1月19日から施行する。

附則

この要領は、令和5年3月3日から施行する。

附則

この要領は、令和5年9月5日から施行する。

附則

この要領は、令和6年1月29日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月10日から施行する。

附則

この要領は、令和6年8月29日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月7日から施行する。

第 1 号様式

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所（所在地）
名 称
代表者氏名

令和 年度配合飼料価格差補助緊急対策事業実施計画書

令和 年度において、配合飼料価格差補助緊急対策事業を実施したいので、沖縄県
配合飼料価格差補助緊急対策事業実施要領第 6 の 1 に基づき、事業計画書を提出します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 事業収支予算
- 4 添付資料
畜産業者名簿

1 事業の目的

2 事業の内容、経費の配分

年度	期 別	数量(t)	単価(円)	事業費(円)	負担区分 (円)	
					補助金	その他
	第 1					
	第 2					
	第 3					
	第 4					
	計					
	事務費					
	合 計					

3 事業収支予算

収入の部 単位：円

補助金	
その他	
合 計	

支出の部 単位：円

補助金	
事務費	
合 計	

第 2 号様式

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所（所在地）
名 称
代表者氏名

令和 年度配合飼料価格差補助緊急対策事業変更計画書

令和 年度において、配合飼料価格差補助緊急対策事業実施計画を変更したいので、沖縄県配合飼料価格差補助緊急対策事業実施要領第 7 に基づき、変更計画書を提出します。

記

※ 第 1 号様式の記の 1 ～ 3 について、変更のあった内容について、変更前を（ ）書きで上段、変更後を下段にして二段書きとする。

別添様式 1

申請日 令和 年 月 日

沖縄県配合飼料価格差補助緊急対策事業参加申請書

第 1 参加者の概要

参加者名（法人の場合は法人名を記載）	
代表者の役職・氏名（上記と同様の場合は省略）	
参加者が所在する住所	

第 2 要件の確認

本事業の申請に当たっては、以下のア及びイを要件としていますので、各要件に同意される場合には、右欄の□にレを記入してください。

ア 配合飼料価格安定制度における交付対象数量等の情報について、事業実施主体が、本事業の執行のために必要な範囲で利用することに同意する。

上記アについて同意する ☐

イ 補助金の交付を受けた後であって、交付対象数量に減少が生じた際には、当該数量に配合飼料 1 トンあたりの補助単価を乗じた額を実施主体に返納することに同意する。

上記イについて同意する ☐

（注）沖縄県配合飼料価格差補助緊急対策事業における個人情報の取扱について、沖縄県は、沖縄県配合飼料価格差補助緊急対策事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。また、当該個人情報について、本事業の実施および国等への報告等で利用するために、次の関係機関に必要最小限度内において提供します。

【関係機関】国、沖縄県、県内各市町村